令和５年度

登米市介護サービス
事業者集団指導

登米市福祉事務所長寿介護課

目　次

表　紙　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P1

目　次　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P2

１．令和５年度運営指導重点事項について　・・・・・・・・　P3

２．各種届出について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P4

３．令和４年度登米市被保険者事故発生状況について　・・　P12

４．新型コロナウイルス感染症にかかる臨時的な取り扱いの変更

　　について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P19

５．地域密着型運営推進会議について・・・・・・・・・・・・　P20

６．令和３年度介護報酬改定における改定事項ついて　・・　P21

７．その他について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P22

１．令和５年度運営指導重点事項について

○運営指導について

指定地域密着型サービス事業者等に対して行う介護給付及び予防給付(以下「介護給付等」という。)に係る居宅サービス等(以下「介護給付等対象サービス」という。)の内容並びに介護給付等に係る費用(以下「介護報酬」という。)の請求に関し、法令等に対する適合状況等について、個別に明らかにし、必要な助言及び指導又は是正の措置を講ずることにより、介護給付等対象サービスの質の確保、利用者保護及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

○根拠について

介護保険法第 23 条（文書の提示等）

○重点事項について

令和５年度の運営指導において、以下の４項目を重点事項として実施します。

（１） ケアマネジメントプロセスの理解
（２） 設備に関する基準の遵守状況の確認
（３） 運営に関する基準の遵守状況の確認
（４） 各種加算の算定要件の理解

○運営指導期間

令和５年１０月～令和６年３月（予定）

○運営指導の流れ

・実施通知送付　　約１か月前（市→事業所）
↓
・事前提出書類の提出　おおむね７日前まで（事業所→市）
↓
・運営指導当日
↓
・結果通知送付　　約１か月後（市→事業所）
↓
・改善報告書の提出　　１か月以内（事業所→市）

※ただし、指導対象となる介護サービス事業者等において、高齢者虐待が疑われる等の理由により、あらかじめ通知したのでは当該介護サービス事業者等の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に運営指導の根拠規定及び目的等を文書により通知する場合があります。

2. 各種届出について

各種届出に係る様式等について、登米市ホームページに掲載されています。
https://www.city.tome.miyagi.jp

くらしの情報

⇓

介護・福祉サービス事業者

⇓

地域密着型サービスに関する様式
居宅介護支援に関する様式

※届出関係のほか各種情報等もこちらのページで案内を行うことになるので定期的に確認してください。

○指定申請について

事業所の指定を受けようとする者は、当該事業所の開設を予定する日の概ね６ヵ月前までに、指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所指定申請事前協議書を提出し、事前協議を行わなければならない。

	事前協議書の提出	指定申請等	申請に対する審査	指定通知
時期	開設を予定する日の概ね６ヵ月前	開設を予定する日の概ね３ヵ月前	新規申請日～開設予定日	～開設日
事務の概要	書面による申請 ・事前協議申請に要する書類一覧 ・事前協議書提出の１ヵ月後回答書交付 ※様式等についてはHPに掲載	・新規申請に要する書類一覧 ※様式等についてはHPに掲載	・申請書類の確認・補正 ・現地確認 ・地域密着型運営委員会	書面による通知 ・指定審査結果

○更新申請について

指定有効期間満了日が属する月の初日から概ね３ヵ月前に、市から更新時期到来の旨を事前通知する。

	事前通知	更新申請書類の提出期限	申請に対する審査	更新通知
時期	満了日が属する月の初日から概ね３ヵ月前	事前通知日から概ね１ヵ月後	更新申請日～満了日	～満了日
事務の概要	書面による申請 ・指定有効期間満了日 ・更新申請に要する書類一覧 ・更新申請書類の提出期限	※期限までに更新申請のない事業所に対する連絡 ※様式等についてはHPに掲載	・申請書類の確認・補正 ・現地確認 ・地域密着型運営委員会	書面による通知 ・更新審査結果

○休止・廃止について

休止・廃止に係る届出については、休止・廃止予定日の１か月前までにご提出ください。

また、届出の際には、現にサービスを受けている者に対する措置（他事業所への引継ぎ等）を具体的に記載した書類を添付してください。

○変更届について

指定（許可）を受けた事項に変更があった場合には、届出を行う必要があります。

原則として変更があった日から 10 日以内に届出書を提出してください。

ただし、下記の①～④の事項に変更があった場合は、年に１回、５月１日現在の状況を６月末までに提出してください。

・「サービスの種類」を忘れずに記入してください。
・変更の内容については、変更前と変更後を分かりやすく記入してください。
・定款や運営規程の変更があった場合は、原則として、新旧対照表を添付してください。

年に１回、５月１日現在の状況を６月末までに届出する事項
①登記事項証明書
②運営規程（人員基準を満たした上での人員変更についてのみ）
③協力医療機関又は協力歯科医療機関
④介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制

※前年の５月１日時点の状況から変更がない場合、提出は不要です。
※変更事項がわかる書類等、追加で書類を提出していただく場合があります。

○介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

介護給付費の算定に関して、新たに加算等を算定する場合には届出が必要となっています。サービス種類ごとに提出期限が異なりますので、加算の算定開始日に間に合うよう届出を提出してください。

<table>
<tr><th>サービス種別</th><th>届出の時期</th><th>算定開始時期</th></tr>
<tr><td rowspan="2">・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
・地域密着型通所介護
・認知症対応型通所介護
・小規模多機能型居宅介護
・看護小規模多機能型居宅介護
・居宅介護支援
・介護予防支援</td><td>毎月 15 日以前</td><td>翌月から算定</td></tr>
<tr><td>毎月 16 日以降</td><td>翌々月から算定</td></tr>
<tr><td>・認知症対応型共同生活介護
・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</td><td colspan="2">届出が受理された日の翌月から算定
（月の初日の場合は当該月から算定）</td></tr>
<tr><td>※加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかに届け出てください。</td><td colspan="2">加算等の要件を充足しなくなった事実が発生した日から加算等の算定は行えません。</td></tr>
</table>

○勤務表に係る従業者の勤務形態の記載方法について

勤務表の常勤・非常勤、専従・兼務について、下記の点に留意して記載してください。

「常勤」について

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していること。
※勤務すべき時間数が３２時間を下回る場合は３２時間を基本とする。

「専ら従事する」について（専従・兼務）

サービス提供時間帯を通じて、当該サービス以外の職務に従事しないこと。
※サービス提供時間帯とは従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、従業者の常勤・非常勤の別は問わない。
・同一事業所内で他の職種にも従事する場合は『兼務』
・併設する他の介護サービス事業所と併任する場合でも、各事業所でひとつの職種にしか従事していない場合は『専従』

例１）ある通所介護事業所に正規雇用職員として週５日（４０時間）勤務している看護師Ａは、１日の中で時間を区分して看護職員と機能訓練指導員の業務を行っている。
⇒常勤・兼務

例２）ある法人に正規雇用職員として週５日（４０時間）勤務している看護師Ｂは、そのうち３日を介護老人福祉施設の看護職員として，２日を併設されている通所介護事業所の機能訓練指導員として勤務している。
⇒それぞれの事業所で非常勤・専従

○提出書類の削減について

平成 30 年 10 月１日より介護保険法施行規則が改正され、新規指定及び更新申請の手続きの際に従来必要とされていた書類の一部が削減されました。

また、変更届については、従来変更を行う場合に届出が必要とされていた書類の一部について、変更の届出が必要ないものとされました。

新規指定申請

改正前 （介護保険法施行規則 改正前の提出書類）	改正後 （介護保険法施行規則改正後の取扱い）
申請者の定款・寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等の写し	登記事項証明書又は条例のみの提出でよい。
管理者の経歴書	付表等の添付資料によって、配置の確認が可能なので、提出は不要とする。
管理者及び役員等名簿	宮城県では、暴力団排除を推進するため、改正後は「欠格事由に該当しないことを誓約する書面」の一部として「管理者及び役員等名簿」の提出を求めることとする。
資産の状況	事業所の損害賠償能力の有無を確認するために保険証書等の資産の状況について把握する必要があるため、改正後も資産の状況に係る書類の提出を必要とする。
介護給付費算定に係る体制等状況に関する届出書・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表	新規指定に際して、介護給付費を算定するために必要なので、改正後も「介護給付費算定に係る体制等状況に関する届出書・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の提出を必要とする。

指定更新申請

改正前 （介護保険法施行規則 改正前の提出書類）	改正後 （介護保険法施行規則改正後の取扱い）
申請者の定款・寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等の写し	登記事項証明書又は条例のみの提出でよい。
管理者の経歴書	付表等の添付資料によって、配置の確認が可能なので、提出は不要とする。
管理者及び役員等名簿	宮城県では、暴力団排除を推進するため、改正後は「欠格事由に該当しないことを誓約する書面」の一部として「管理者及び役員等名簿」の提出を求めることとする。
資産の状況	従前から提出は不要である。
介護給付費算定に係る体制等状況に関する届出書・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表	介護報酬及び加算の内容に変更が生じない場合は、改正後は「介護給付費算定に係る体制等状況に関する届出書・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の提出は不要とする。

変更届

改正前 （介護保険法施行規則改正前において、変更があった際に届出が必要だった事項・書類）	改正後 （介護保険法施行規則改正後の取扱い）
申請者の定款・寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等の写し	定款、寄付行為等については、改正後は変更があった際に届出る必要はない。 登記事項証明書又は条例等については、改正後も変更があった際は提出する必要がある。
管理者の経歴書	付表等の添付資料によって、配置の確認が可能なので、提出は不要とする。
管理者及び役員等名簿	役員等については、改正後は変更があった際の届出は不要であり、「管理者及び役員等名簿」の提出も不要とする。 管理者については、改正後も変更があった際は管理者変更の届出を提出することは必要だが、「管理者及び役員等名簿」の提出は不要とする。
資産の状況	従来から変更があった際にも届出は不要である。
介護給付費算定に係る体制等状況に関する届出書・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表	介護報酬及び加算の内容に変更が生じない場合は、従来通り提出は不要である。

３．令和４年度登米市被保険者事故発生状況について

○事故発生状況について

《各年度の事故発生件数》

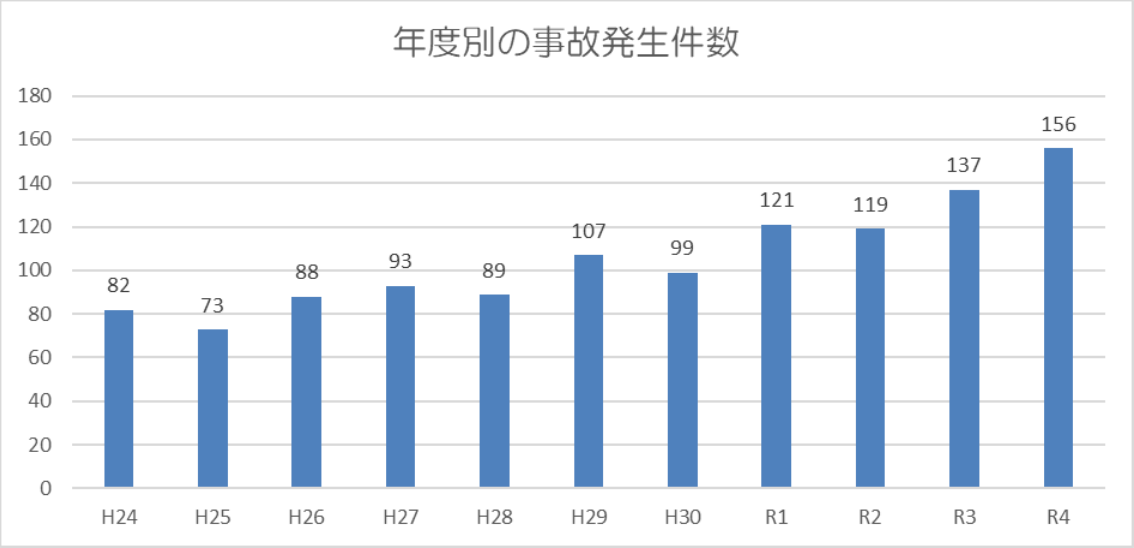

令和４年度の事故発生件数は 156 件で、過去最多の件数となっています。

また、2.3 日に１件の発生頻度となっています。このことから、今後も更なる注意や事故の教訓を活かすような取り組みが必要となります。

《受傷内容》

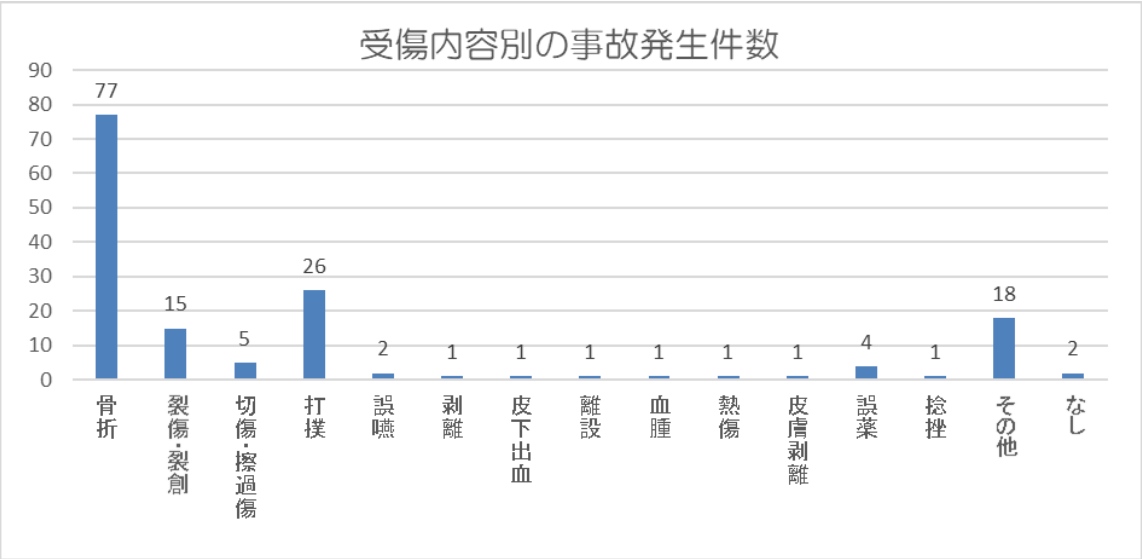

受傷内容の内訳は、「骨折」が最も多く、77 件（49.4%）となっています。それに次いで「打撲」が 26 件（16.7%）、「裂傷・裂創」が 15 件（9.6%）となっています。

《発生時間》

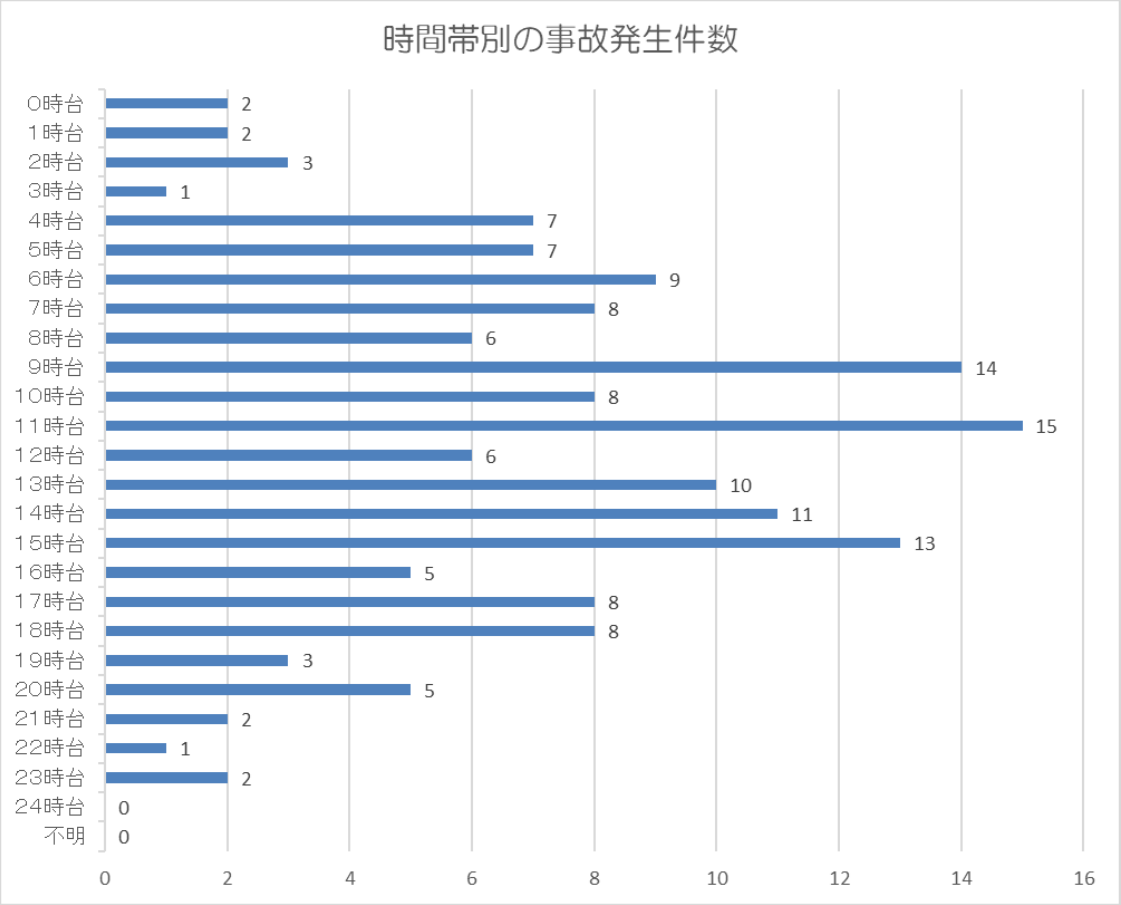

事故は、日中の利用者様が活動している時間帯に多く発生する傾向があります。

上の図より「11 時台」に最も多く発生し、次いで「9 時台」と「15 時台」に多く発生していることがわかります。

《介護度別受傷者の内訳》

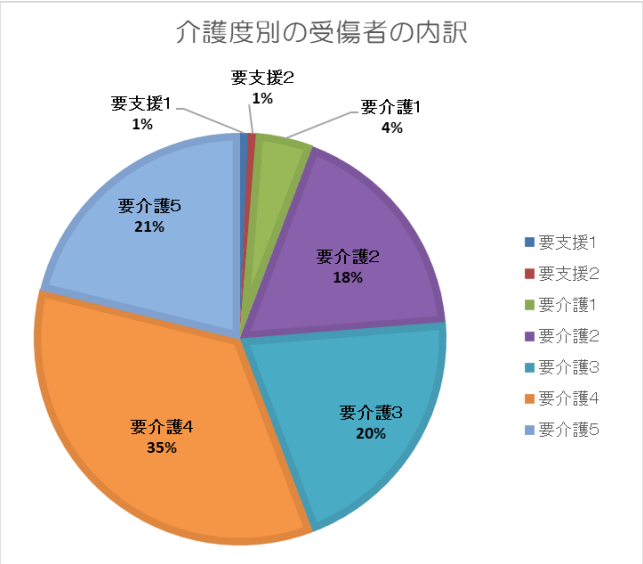

介護度別で見ると、「要介護 4」の割合が最も高く、全体の約 35%を占めます。次いで「要介護５」、「要介護３」の順に高くなっています。

一般的に、「介護度が高い方に受傷のリスクが高い」傾向が見られ、要介護 3 から要介護５の方が全体の 76%を占めています。

《事故の発生場所の内訳》

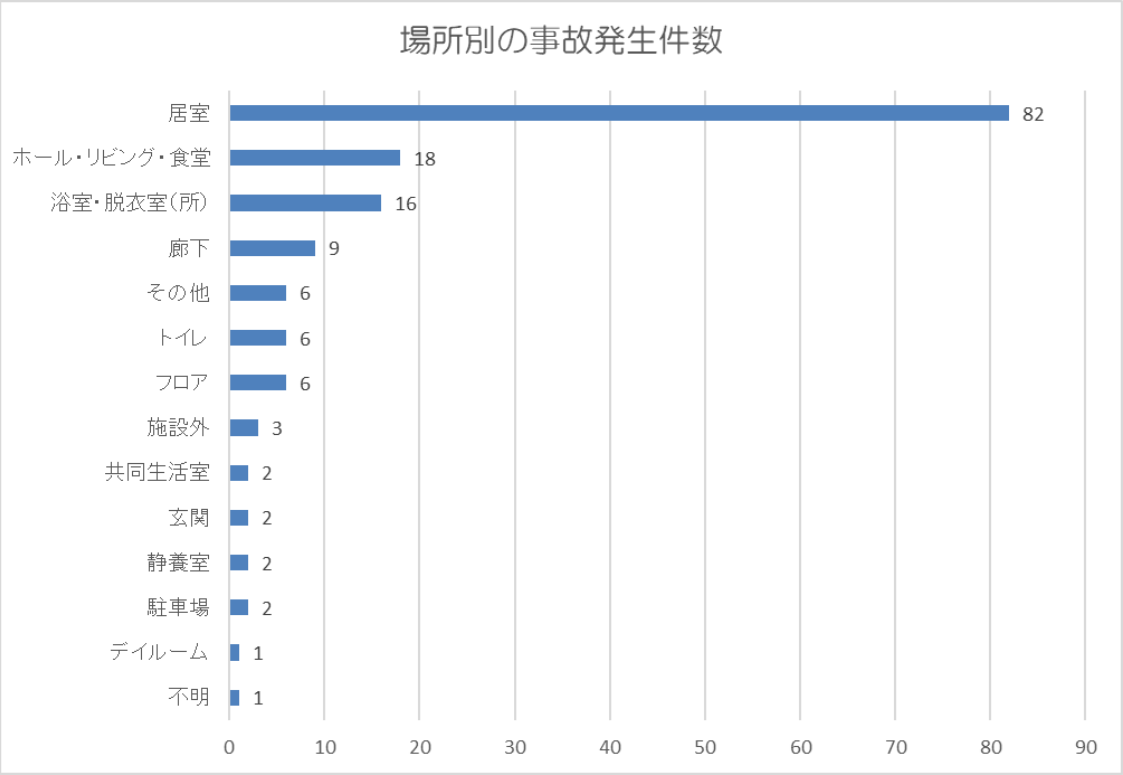

事故発生場所については、居室が 82 件と最も多く、全体の 53%を占めています。次いで「ホール・リビング・食堂」が 18 件（12%）となっております。

《事故の発生時の職員の状況》

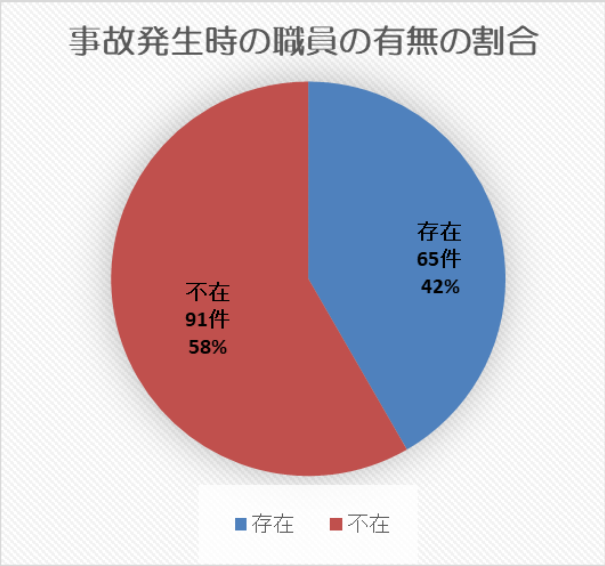

左の図から事故の約６割が職員不在時に発生していることがわかります。

《まとめ》

令和４年度は事故の発生件数が最多となり、また、令和２年度から年々増加している状況です。

受傷内容としては「骨折」が最も多く、およそ半数を占めています。事故の発生場所は居室が最も多く、職員不在時の発生が 58%という結果になっています。

実際に発生している事例としては、職員の不在時や一時的に目を離した際に転倒・転落等してしまい、骨折や打撲といった事故が発生しています。

介護従事者は利用者の方へ介護サービスを提供している以上、安全配慮義務を十分に果たさなければなりません。職員不在時に起こる利用者単独の事故を防ぐことは非常に難しいと思いますが、事故発生の防止に努めるため、声掛けや見守り等の強化、ICT の活用や職員間での情報共有、利用者様の行動パターンの把握やヒヤリハットの分析などを行い、事故の予防措置を講じていただくようお願いいたします。

また、最近では事故の過失の大小に関わらず、利用者家族から事業所に対して責任を問うケースが増えている傾向があります。よって、事前に防止できる事故については、極力減らすように努めてください。また、万が一事故が起きてしまった場合は、利用者家族へ適切に説明を行うようお願いいたします。

最後に、介護事故の報告は「犯人捜し」を目的とするものではありません。介護サービスに関わるすべての介護従事者様が共通認識のもと、より良い介護サービスを提供するために行うものです。介護サービス事業者様におかれましては、今後も引き続き介護サービスの質の向上に努めるようお願いいたします。

○受傷事故発生時の報告について

≪手順≫

1. 受傷事故発生後（医療機関受診後）に速やかに長寿介護課へ電話での第一報を連絡してください。
2. 医療機関受診後で概ね受傷事故発生から１週間以内に報告書を提出してください。提出については、長寿介護課へご持参いただくか、郵送またはメールにより提出してください。

※受傷事故が発生した場合は施設サービスを除き、「市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に報告し必要な措置を講じること」が運営基準で定められています。（施設サービスの場合は「市町村、利用者の家族」のみ）

○報告書提出先

住　　所：〒９８７－０４４６
宮城県登米市南方町新高石浦 130 番地
登米市福祉事務所　長寿介護課
電話番号：０２２０－５８－５５５１
Ｅ-ｍａｉｌ：chojyukaigo@city.tome.miyagi.jp

≪報告範囲≫

1.サービスの提供中に発生した重症又は死亡事故
・従事者等の故意または過失の有無にかかわらず、外部の医療機関で治療を受けた場合（施設内の同程度の治療を含む）
・ケガにより利用者とトラブルが発生することが予測される場合及び利用者に見舞金や賠償金を支払う場合
・利用者が病気等により死亡した場合であっても、後日トラブルが生じる可能性がある場合はご報告ください。

2.食中毒及び感染症等の発生
・法令により保健所等へ通報が義務付けられている事由の事故

3.職員（従業員）の法令違反・不祥事件等
・利用者の処遇に影響があるものとする。

4.その他、報告が必要と認められる事故

≪報告様式≫

事故報告書様式（ホームページ掲載）

※内容が具備されていれば事業所で使用している様式でも構いませんが、事故報告の標準化による情報蓄積と有効活用等の検討に資する観点から、可能な限り指定様式を活用いただくようお願いします。

○損害賠償について

運営基準では、各事業所で万が一に備えて「損害賠償保険加入する」か「賠償資力を有する」ことが望ましいとされています。

また、結果的に死亡に至った事故も発生しており、賠償責任を問われる事態も考えられることから、万が一に備えての体制整備をお願いいたします。

一般的に利用者及びその家族は受傷時の医療費については「事業所に請求しにくい」という意識が働いていることも想定されることから、事故原因の分析や保険会社と相談し、利用者及び家族が不利益を被らないような配慮が必要です。

※運営基準にて、『利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。』と定められています。

○利用者及び家族への対応について

前述のような金銭的な面を含め、サービス提供を受けている利用者及びその家族は、残念ながら未だ「介護保険制度による契約を通した対等な関係」となっているとは感じておらず、「今後のサービス提供の継続を念頭に我慢」している状況も散見されます。

利用者及びその家族が一方的に経済的・精神的に不利益を被らないよう、事故原因の分析を通して利用者及びその家族と事業者がそれぞれ不信感を抱かないよう納得するまで話し合いましょう。

○再発防止について

受傷事故発生後は、事故防止検討委員会（特養・老健での呼称）等を早期に立ち上げ、「事故発生原因の究明、防止策の検討」を行い、事業に従事する全ての職員に周知し、共通理解を図ることにより「受傷事故０（ゼロ）の事業所づくり」を目指しましょう。

介護保険事業者　事故報告書（事業者→市町村）

登米市提出用　　令和　　年　　月　　日

1 事業所の概要	法人名	
	事業所(施設)名	
	事業所番号	
	所　在　地	電話番号
	記載者職氏名	
	サービス種類（事故が発生したサービス）	□介護給付　□予防給付
		□居宅介護支援　□訪問介護　□訪問入浴介護　□訪問看護 □訪問リハビリ　□居宅療養管理指導　□通所介護　□通所リハビリ □短期入所生活介護　□短期入所療養介護　□特定施設入居者生活介護　□福祉用具貸与 □特定福祉用具販売　□介護老人福祉施設　□介護老人保健施設　□介護療養型医療施設 □介護予防支援　□小規模多機能型居宅介護　□地域密着型通所介護　□認知症対応型通所介護 □認知症対応型共同生活介護　□地域密着型特定施設入居者生活介護　□地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護　□その他
2 対象者	氏名・生年月日・性別 各種自立度	氏名:　生年月日:明・大・昭　年　月　日　性別:男・女　要介護(支援)度:
		障害老人の日常生活自立度：自立・J1・J2・A1・A2・B1・B2・C1・C2 認知老人の日常生活自立度：自立・Ⅰ・Ⅱa・Ⅱb・Ⅲa・Ⅲb・Ⅳ・M
	被保険者番号	サービス提供開始日　年　月　日
	住　所	登米市　町
	連絡先	電話番号　－　－　連絡先の相手:　自宅・自宅外の家族(続柄　)
3 事故の概要	発生日時	令和　年　月　日　午前・午後　時　分頃(発生・推測)
	発生場所	
	事故の種別 (複数の場合は、もっとも症状の重いもの1カ所にチェック)	□骨折　□やけど　□感染症・結核 □打撲・捻挫・脱臼　□その他の外傷　□職員の法令違反、不祥事 □切傷・擦過傷　□食中毒　□その他　(　) □異食・誤えん　死亡に至った場合はその死亡年月日:　令和　年　月　日
	傷病名	
	事故発生状況	
4 事故発生時の対応	対処の仕方	
	治療した医療機関	(医療機関名、電話番号等)
	治療の概要	
	連絡済の関係機関	家族・居宅介護支援事業所・保険者・その他
5 事故発生後の状況	利用者の状況	(病状、入院の有無、その他の利用者の状況及び、家族への報告、説明の内容、家族の反応)
	損害賠償等の状況	
6 事故の原因分析及び再発防止に向けての今後の取り組み		(できるだけ具体的に記載すること)

注)記載しきれない場合は、任意の別紙に記載の上、この報告書に添付してください。

４．新型コロナウイルス感染症にかかる臨時的な取り扱いの変更について

○新型コロナウイルス感染症にかかる臨時的な取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る人員基準等の臨時的な取扱いについては、感染症法上の位置付けが５類になったことに伴い、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて（令和５年５月１日付厚生労働省）」により、令和５年５月８日から、人員基準等の臨時的な取扱いが変更となっています。

具体的には、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いに関する事務連絡一覧（第１報～第27報）」について、次のとおりそれぞれ分類されております。

１　当面の間継続
２　見直しを行った上で継続
３　終了

○登米市における取扱いについて

登米市における取扱いについては、運営推進会議について、令和５年度においては書面による会議の開催を認めることとしております。

そのほかの取扱いについては、原則変更後の取り扱いに準ずるものとしますので、臨時的な取扱いを適用していた事項がある場合は、1～3のいずれに該当するか確認の上、必要に応じて取扱いを改めていただきますようお願いします。（参考資料１）

なお、取扱いについては、位置づけ変更後の状況等を踏まえて見直しを行う場合がありますのでご了承ください。

〈参考〉

・厚生労働省ホームページ
「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」のまとめ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045312/matome.html

・宮城県ホームページ
新型コロナウイルス関連情報（介護サービス事業者向け）
https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chouju/corona2020.html

５．地域密着型運営推進会議について

運営推進会議は、事業所が提供しているサービスの内容や活動内容等について、利用者及びその家族、地域住民の代表者、市町村職員又は地域包括支援センター職員、地域密着型サービスについて知見を有する者等に報告し、地域に開かれたサービスとすることで、事業運営の透明性の確保やサービスの質の向上、地域との連携及び交流の確保等に努めることを目的とされており、地域密着型サービス事業所において開催が義務付けられています。

新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いとして、運営推進会議の開催については柔軟に取扱って差し支えないとされておりましたが、５類移行に伴う「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」（令和５年５月１日付厚生労働省老健局事務連絡）により柔軟な取り扱いは終了となっております。

登米市では、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和５年度中は継続して書面による会議の開催を認めることとしておりますが、文書による活動状況等の報告や意見照会を行っていただき、内容について記録していただくようお願いいたします。

※新型コロナウイルスの感染状況により、今後取り扱いを変更する場合があります。

対象ｻｰﾋﾞｽ	デイサービス	グループホーム	特別養護老人ホーム	ケアハウス
目　的	事業所運営の透明性の確保、サービスの質の確保、事業所の抱え込み防止、地域との連携の確保　等			
構成員	利用者、利用者家族、地域住民の代表者、市町村の職員、地域包括支援センターの職員、知見を有する者　等			
開催頻度	６ヵ月に１回（おおむね）	２ヵ月に１回以上（おおむね）		
会議の内容	活動状況を報告し、会議による評価を受けるとともに、会議から必要な要望、助言を聞く機会を設ける　等			
記録の作成及び公表	報告、評価、要望、助言についての記録を作成し、公表しなければならない。※個人情報の保護について十分ご留意ください。			

※運営推進会議には、サービスごとに開催回数の基準が設けられています。
基準回数を実施しない場合は指定基準違反になりますのでご注意ください。

６．令和３年度介護報酬改定における改定事項について

令和３年度介護報酬改定において、下記の改定事項については令和５年度末（令和６年３月 31 日）までに経過措置が終了する予定となっております。改めて改定事項をご確認いただき、必要な対応をお願いいたします。（参考資料２）

また、経過措置期間を設けることなく、令和４年度から適用されている改定事項もありますので、必要な対応等が完了していない場合は対応いただきますようお願いいたします。

〇令和５年度末で経過措置期間が終了する事項について

（１）感染症対策の強化

感染症の予防及びまん延の防止に関する取組に係る委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練等の実施を義務化。

（２）業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合の業務継続に向けた計画策定、研修の実施、訓練等の実施を義務化。

（３）認知症介護基礎研修の受講の推進

介護に関わる専門職以外の方への認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じることが義務化。

（４）高齢者虐待防止の推進

虐待の発生及び再発防止のための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務化。

（５）口腔衛生管理の強化（施設系サービス）

口腔衛生管理体制を確保するよう促すとともに、状態に応じた丁寧な口腔衛生管理を更に充実させる観点から、口腔衛生の管理体制を整備し、入所者ごとの状態に応じた口腔衛生の管理を行うことを義務化。

（６）栄養ケア・マネジメントの充実（施設系サービス）

栄養ケア・マネジメントの取組を一層強化する観点から、入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うことを義務化。

（７） 事業所医師が診療しない場合の減算の強化（訪問リハビリテーション）

リハビリテーション計画の作成にあたって事業所医師が診療せずに「適切な研修の修了等」をした事業所外の医師が診療等した場合に適正化（減算）した単位数で評価

を行う診療未実施減算について、事業所の医師の関与を進める観点から事業所外の医師に求められる「適切な研修の修了等」について、適用猶予措置期間を延長。

〇令和４年度から適用されている改定事項について

（１） ハラスメント対策の強化

ハラスメント防止に関する方針の明確化等の必要な措置を講じることを義務付けられた。

（２） 運営規程等の掲示について

運営規程等の重要事項について、事業所の掲示だけでなく、閲覧可能な形のファイル等で備え置くこと等を可能とした。

７．その他について

○お泊りデイにおける福祉用具貸与について

地域密着型通所介護の提供以外の目的で、事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合（通称お泊りデイ）における福祉用具の貸与について、お泊りデイは居宅とはみなせないため、福祉用具の貸与は認められません。

○居宅サービス計画届の様式について（参考資料３）

令和５年４月 11 日付け登長介号外「『居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書』の変更様式の修正について」等にて通知しておりましたが、居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書の様式が一部変更となっています。

旧様式で提出された場合でも受付はしておりますが、新様式を使用していただきますようお願いいたします。

○災害発生時の被害状況報告について（参考資料４）

令和４年７月 22 日付け登長介号外「介護施設・事業所における災害発生時の被害状況報告について（通知）」にて通知しておりましたが、近年、自然災害の発生により、社会福祉施設等において、甚大な被害が生じている事例が見受けられることから、今般、介護施設・事業所の被災状況が迅速かつ正確に情報収集できるよう、被害状況報告書の提出をお願いすることとしております。

介護施設・事業所において、大規模地震や風水害等の災害により、人的被害や物損被害（施設・設備など）が発生した場合は、まず利用者の安全を確保し、必要な応急措置等を取った後、被害状況や事業継続の可否等について報告をお願いします。

○各種関係機関情報

・厚生労働省「介護・高齢福祉」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index.html

・宮城県保健福祉部長寿社会政策課
https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chouju/

・東部保健福祉事務所（石巻保健所）
https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/et-hc/index.html

・東部保健福祉事務所登米地域事務所（石巻保健所登米支所）
https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/et-tmhwfz/index.html